⑵1　本工事は、確認資料の簡素化の取組として、申請書及び確認資料の内、本年度、一度提出した確認資料と同様の内容の確認資料の提出を省略することができる試行工事である。

⑵2　本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

⑵3　本工事は、入札書と技術提案書等（以下「技術提案」という。）の提出を同時に行う試行工事である。

⑵4　本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。

⑵5　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⑵6　本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

次に掲げる全ての条件を満たしている者、若しくは次に掲げる条件を満たしている二者又は三者により構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって九州農政局長から特定ＪＶとして資格認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　九州農政局管内における対象工事種別に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者業者のうち、「土木一式工事」の確認を受けている者であること。又は、九州農政局管内における対象工事種別に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の受付において申請を行い受理されているもので、開札時までに「土木一式工事」の確認を受けている者であること。

なお、開札時において、令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木一式工事」の確認を受けていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再確認を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再確認を受けた者を除く。

⑷　九州農政局における「土木一式工事」に係る令和７・８年度一般競争参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した客観点数が、1,200点以上であること。ただし、特定ＪＶの場合、代表者以外の構成員における土木一式工事の客観点数は900点以上であること。（上記⑵の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）

⑸　施工実績

ア　平成22年４月１日から令和７年３月31日（過去15年間）までに元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。特定ＪＶにあっては、すべての構成員は、少なくとも次の要件をすべて満たす者でなければならない。

①　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも５年以上であること。

②　発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての一定の実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験を有する者であること。

③　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置し得る者であること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。

イ　同種工事とは、「軟弱地盤処理工事」又は「護岸工事」とし、規模は問わないものとする。

また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局（農林水産部）を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めない。

⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第２項に該当する場合は、その限りではない。

ア　配置予定技術者の資格

①　監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）

ａ　１級国家資格者（土木施工管理技士、建設機械施工技士）

ｂ　技術士のうち下記の資格を有する者

・建設部門

・農業部門（選択科目を「農業農村工学」、「農業土木」とするものに限る）

・森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）

・水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）

・総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、農業「農業農村工学」及び「農業土木」、森林「森林土木」又は水産「水産土木」とするものに限る）

ｃ　国土交通大臣特別認定者

②　主任技術者　①に示す要件に該当する者、若しくは、以下に示すいずれかの資格を有する者

ａ　２級国家資格者（土木施工管理技士（土木）、建設機械施工技士）

ｂ　指定学科（土木工学に関する学科）を卒業後、土木一式工事で下記の実務経験を有する者

ⅰ　高等学校（旧実業学校を含む）、専修学校専門課程　５年以上

ⅱ　高等専門学校（旧専門学校を含む）、専門士　３年以上

ⅲ　大学（旧大学を含む）、高度専門士　３年以上

ｃ　10年以上、土木一式工事の実務経験を有する者

ｄ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ　配置予定技術者の施工経験　工事経験は、平成22年４月１日から令和７年３月31日（過去15年間）までに元請として完成・引渡しが完了した下記ウに掲げる同種工事の工事経験を有すること。ただし、同種工事の工事経験として１年未満の工期においては１／２以上、１年以上の工期においては６か月以上の従事期間の工事経験を有すること。

ウ　同種工事とは、「土工」とし、規模は問わないものとする。

⑺　入札説明書に示す課題に対する技術的所見が適正であること。

⑻　本工事に共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に「九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）」に基づく指名停止を受けていないこと。